

# 障害福祉サービスの紹介

熊野町障害福祉サービスガイドブック(平成25年度版)を配付します

このガイドブックは、主に身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などがある人が利用できる制度やサービスの内容を、わかりやすく紹介しています。必要な人には、福祉課で配付します。

## 【主な内容】

・障害福祉サービスの内容  
・障害者虐待防止・障害者手帳制度・医療費助成・年金・手当・補装具、日常生活用具・緊急通報システム・有料道路通行料金の割引・NHK放送受信料の免除など



(福祉課)

## 障害者の手当について

身体、知的または精神上の重度の障害があり常に介護を必要とする人などに対して、次の手当があります。認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。※所得制限などあり。

|                  | 障害児福祉手当  | 特別障害者手当   | 特別児童扶養手当  |
|------------------|--|---|---|
| 対象者              | 障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童 | 国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人 | 重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人(所得制限あり) |
| 支給月額(平成25年10月から) | 14,180円  | 26,080円   | 50,050円(1級)<br>33,330円(2級)                                |
| 支給月              | 5、8、11、2月  |   | 4、8、11月   |

## 戦没者等の妻や父母等へ特別給付金が支給されます

|         | 継続支給   | 新規支給  |
|---------|--|---|
| 戦没者の妻   | 平成25年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利がある戦没者の妻で、特定の要件を満たす場合                                  | ① 平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に、夫の死亡により平成25年4月1日に公務扶助料等を受ける権利がある場合<br>② 戦傷病者の妻に対する特定の特別給付金を受けていた人で、夫が平成15年4月1日から平成18年9月30日の間に死亡したことにより、平成25年10月1日に公務扶助等を受ける権利がある場合 |
| 戦没者の父母等 | 平成25年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は受ける資格があり、かつ、平成25年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫もなく、特定の要件を満たす場合 | 平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に、子または孫が死亡したことにより、平成25年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は受ける資格があり、かつ、平成25年9月30日までの間に氏を同じくする子も孫もない場合   |
| 期間申請    | 平成25年10月30日～平成28年3月31日まで   | 平成25年10月1日～平成28年9月30日まで   |

※受付窓口・詳細要件等の問合せ先 広島県健康福祉局 社会援護課 ☎513-3036  
熊野町民生課 地域福祉係 ☎820-5635

## このマークはどんな意味？ 【今月のマーク】



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されている耳マークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、生活上で不安が少なくありません。  
このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、「コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。」  
【問題】このマークの色は？  
①青  
②緑  
(答えは次のページ右下に)

(福祉課)

## ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。 ☎11月21日(休)14時～16時  
☎スペースがなの森(真船2番20号) ☎無料(飲物、材料などは実費) ☎福祉課 ☎820-5605

# 国民年金

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料の納付額を証明する書類を添付して申告する必要があります。

ります。

そのため、11月上旬に皆さんが1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。証明内容は本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内の納付見込額です。また、年の途中から国民

年金に加入した場合など本年10月1日から12月31日までに初めて保険料を納付する人には、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付のうえ、申告してください。  
☎広島南年金事務所 ☎253-7710  
(住民課)

# おしえてー！

## 熊野町おとしより相談センターにおまかせください (25)

《介護保険サービスを利用するには》  
ケアマネジャー(介護支援専門員)とは？

### 【ケアマネジャーの仕事】

- 介護サービス計画(ケアプラン)の作成・見直しをします。
- 要介護認定の手続きの代行をします。
- 介護サービス事業所との連絡・調整などをします。

### 【担当ケアマネジャー】

- 居宅サービス利用の場合  
居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当
- 施設サービス利用の場合  
施設内のケアマネジャーが担当

### よくある質問

- Q ケアマネジャーによって使える介護事業所が限定されますか。
- A 介護サービス計画に沿っていれば、自由に選ぶことができます。

☎熊野町おとしより相談センター  
☎820-5615 (福祉課)

# 子育て支援センター エンゼル通信



## ●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

| 実施日      | 開始時間  | 行事(講師・敬称略)             |
|----------|-------|------------------------|
| 11日(月)   | 9:30  | わくわくキッズ(2歳6カ月以上)でリトミック |
| 15日(金)   | 9:30  | とことこエンゼル(1歳6カ月～2歳5カ月)  |
| 19日(火)   | 10:30 | 子育て懇談会(金澤綾子)           |
| 12月3日(火) | 9:30  | ふわふわベビー(11カ月までの乳児)     |
| 12月4日(水) | 10:30 | 子育てなるほど講座「卒乳」          |
| 12月6日(金) | 9:30  | わくわくキッズ(2歳6カ月以上)       |

## ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。  
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

| 実施日       | 開始時間 | 場 所        |
|-----------|------|------------|
| 12日(火)    | 9:30 | 東部地域健康センター |
| 21日(木)    | 9:30 | 中央ふれあい館    |
| 12月10日(火) | 9:30 | 東部地域健康センター |

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30～11:30)
- ほっとるーむ(月～金曜日13:00～15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30～15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

## ●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30～11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来てください。もちろんご家族でもOK!。室内でも公園でも遊べます。

## ●ファミリーサポートセンター ステップアップ講座

日時:平成25年11月22日(金)10:00～11:45

会場:熊野町西部地域健康センター内 子育て支援センター

対象:ファミリーサポート会員、一般 ※要予約

参加費:無料 定員:10組(託児あり)

講師:日本赤十字社幼児安全法指導員

内容:ケガの応急処置、心肺蘇生法、AEDの使い方(11:30まで)

親子のお楽しみタイム(11:45まで)

※希望される方はどなたでも参加できます。

※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

## 子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503

開設日時(※年末年始、祝日除):月～金曜日9:30～17:00

(子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00)